

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第41条 第24条の規定は、理事及び監事について準用する。

(付則)

1. 第36条の規約を第41条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。